

広告



その道の専門家にきく 中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介するWebサービスです。
あなたの**悩みや疑問**を相談したり、**専門家を探す**ことができます。

中日教えてナビ 検索

中日教えてナビ
TOPはこちらから



各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

医療・健康の専門家



日本歯周病学会認定歯周病専門医

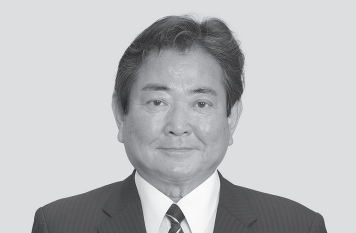
緑が丘歯科医院
藤塚 勝功

愛知県江南市

臨床歴35年の歯科医師が、歯周病の徹底治療を目指します



税務・会計の専門家



おかげさまで60周年を迎えます

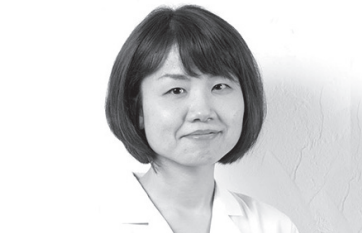
名古屋税理士会 税理士法人NEXT
一川 明弘

岐阜県岐阜市

NEXTグループ一丸となってお客様をサポートします



医療・健康の専門家



東洋医学の専門家

長森薬局・長森鍼灸院
浅野 美紗代

岐阜県岐阜市

西洋、東洋問わず総合的に判断し
アドバイスさせて頂いております



A 生命保険の受取人追加について
ファイナンシャルプランナーの大森です。
生命保険の受取人追加についてご案内させて頂きます。
加入されている保険会社がわかりませんが、基本的には変更は可能と思われます。
その場合は割合を決めて変更されます。
3人とか割り切れない場合は、どなたかを少し多く設定します。34%、33%、33%など。
ただ、実際に受取が発生した場合は、代表の方に支払われてから分ける会社もあるので、加入されている会社にご確認頂ければと思います。

マネー・保険の専門家



生命保険・資産運用の
スペシャリスト

FP相談室

大森 英則

愛知県江南市

保険・資産運用など
お客様にあった
プランをご案内します



Q 生命保険の受取人追加について
現在、生命保険に加入しています。今のところ受取人は妻としていますが、この先、子供も受取人として追加したいと考えています。
その場合、受取額をそれぞれ決めて受取人追加申請が必要でしょうか、それとも単に受取人の追加だけで良いのでしょうか？
ご教授よろしく願います。

紙面出張 Q&A